

清水町移住者賃貸住宅家賃奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、清水町外から転入し町内の民間賃貸住宅に入居する者に対し奨励金を交付することにより、清水町への移住を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間賃貸住宅 公営住宅その他の公的賃貸住宅以外の一戸建て住宅又は共同住宅で、所有者との賃貸借契約により賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。
- (2) 入居者 民間賃貸住宅に入居する世帯の世帯主及びその世帯に属する者及び生計を一にする親族をいう。
- (3) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金その他の居住以外の費用を除く。）をいう。

(交付対象者)

第3条 移住者賃貸住宅家賃奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、町内の民間賃貸住宅に入居する世帯の世帯主とし、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 町内にある民間賃貸住宅に住所を有する者であること。
- (2) 前住所が町外であり、清水町へ転入するまで1年以上町外に住所を有していた者であること。
- (3) 当該民間賃貸住宅を自己の居住用以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は使用権を譲渡していない者であること。
- (4) 入居者が町税等を滞納していない者であること。
- (5) 当該民間賃貸住宅の所有者が個人の場合にあっては、所有者又はその2親等以内の親族以外の者であること。
- (6) 当該民間賃貸住宅の所有者が法人の場合にあっては、当該法人の役員又はその2親等以内の親族並びに従業員以外の者であること。
- (7) 世帯主が公務員でないこと。
- (8) 単身世帯でないこと。
- (9) 世帯員が清水町暴力団排除条例（平成24年条例第23号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者である場合

(奨励金の額)

第4条 奨励金の月額は家賃の月額の2分の1とし、上限を1万円とする。なお、月の途中で賃貸借契約した場合、又は賃貸借契約を解除した場合においても同様とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

2 世帯主が雇用主から家賃に係る手当及びその他の助成金等を受給している場合は、家

賃から手当及び助成金等を差し引いた額の2分の1を奨励金の額とする。ただし、1,000円未満は切り捨てるものとする。

- 3 同一世帯に15歳以下の者が属する場合は、前項の金額に1名当たり5千円を加算し交付する。ただし、加算後の額が支払った家賃の額を上回る場合は、家賃の額を奨励金の額とする。

(交付期間)

第5条 町内に転入した月から起算して24月以内とする。

(奨励金の交付の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、毎年度、清水町移住者賃貸住宅家賃奨励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて町長に交付の申請をしなければならない。

- (1) 当該民間賃貸住宅の賃貸契約書の写し
- (2) 申請者の世帯全員の住民票の写し
- (3) 入居者の町税等に滞納がないことを証明する書類
- (4) 家賃に係る手当等の受給が確認できる書類
- (5) 個人情報の調査及び確認の承諾書

- 2 奨励金の交付の申請は、当該年度に支払う家賃について、交付対象者となった日の翌月の末日までに行わなければならない。

(奨励金の交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、奨励金の交付の適否を決定したときは、清水町移住者賃貸住宅家賃奨励金交付(不交付)決定通知書により申請者に通知する。

- 2 町長は、前項の場合において必要があると認めるときは、奨励金の交付の申請に係る事項に修正を加えて奨励金の交付の決定をすることができる。
- 3 町長は、奨励金の交付を決定するときは、申請者の居住の実態等について必要な調査をすることができる。
- 4 次条の規定に基づき奨励金を交付した場合は、交付の決定した額をもって奨励金の額の確定とする。

(奨励金の請求)

第8条 交付対象者は、町長に対し清水町移住者賃貸住宅家賃奨励金交付請求書(様式第3号)に、家賃を支払ったことを証明する書類を添えて、当該年度内の次の期間に奨励金の支給を請求しなければならない。

- (1) 4月分から9月分の家賃に係る奨励金 9月1日から9月30日まで
- (2) 10月分から翌年3月分の家賃に係る奨励金 3月1日から3月31日まで

(奨励金の交付)

第9条 町長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、対象期間分の奨励金を交付対象者に交付するものとする。

(届出の義務)

第10条 交付対象者は、申請した事項に変更が生じたときは、清水町移住者賃貸住宅家賃奨励金変更届出書(様式第4号)にて、速やかに町長に届け出なければならない。

(状況の調査)

第11条 町長は、必要があると認めたときは、交付対象者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(決定の取消し)

第12条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽、その他不正な手段により奨励金の交付を受けたとき。
- (2) 第3条各号に掲げる者に該当しなくなったとき。
- (3) 賃貸借契約を解除したとき。
- (4) その他、町長が相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、清水町移住者賃貸住宅家賃奨励金交付決定取消通知書(様式第5号)を当該交付決定者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第13条 町長は、前条の規定により奨励金の交付を取り消したときは、既に支払った奨励金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付対象者に対し、その返還を請求するものとする。

2 前項の規定により奨励金の返還の請求を受けた交付対象者は、当該奨励金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに奨励金の交付決定を受けた者は、この限りでない。

(経過措置)

3 第12条及び第13条の規定については、この要綱が失効した後も、なお、その効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。